

平成 19 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 18 年 12 月
税 制 調 査 会

I 税制調査会の使命－総合的な税制改革に向けての視点と審議の進め方

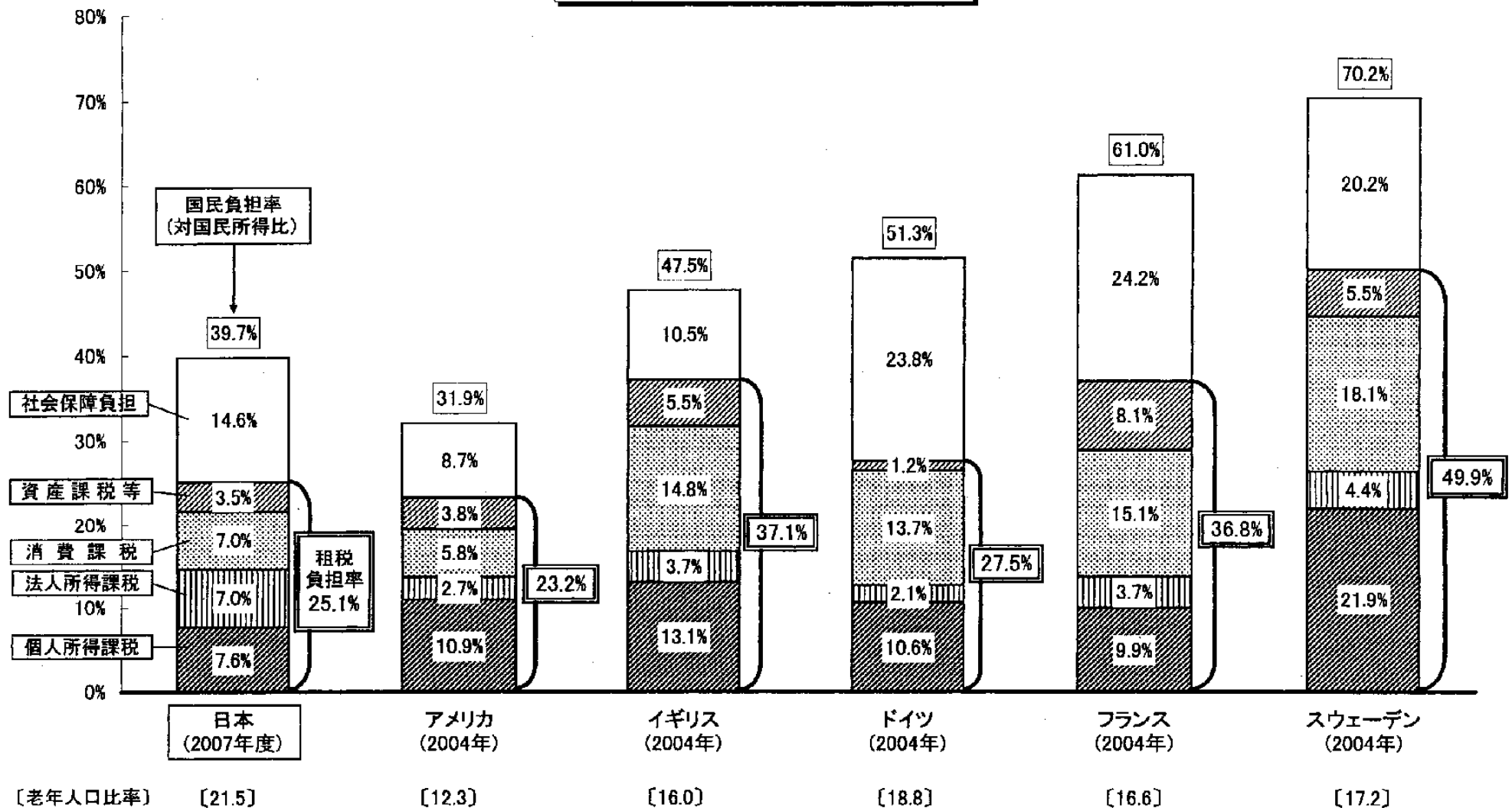
（３）当調査会は、まず経済活性化と税制について議論を行った。

経済活性化に向けた税制の検討にあたっては、財政健全化との両立という視点や公平・中立・簡素の租税原則を踏まえ、国際的な競争条件を揃え、イノベーションを加速し、オープンな姿勢をとることが重要である。

このような観点からの今後の検討課題の一つとして、法人実効税率引下げの問題が提起された。企業部門の活性化はその付加価値の分配を通じて家計部門に波及し、プラスの効果をもたらす。法人実効税率の問題の検討にあたっては、課税ベースも合わせた実質的な企業の税負担の国際比較、さらに企業部門の活性化が雇用や個人の所得環境に及ぼす影響等についての調査・分析を深める。また、税だけでなく社会保険料を含む企業の種々の負担の国際比較を行う。

（以下略）

国民負担率の内訳の国際比較

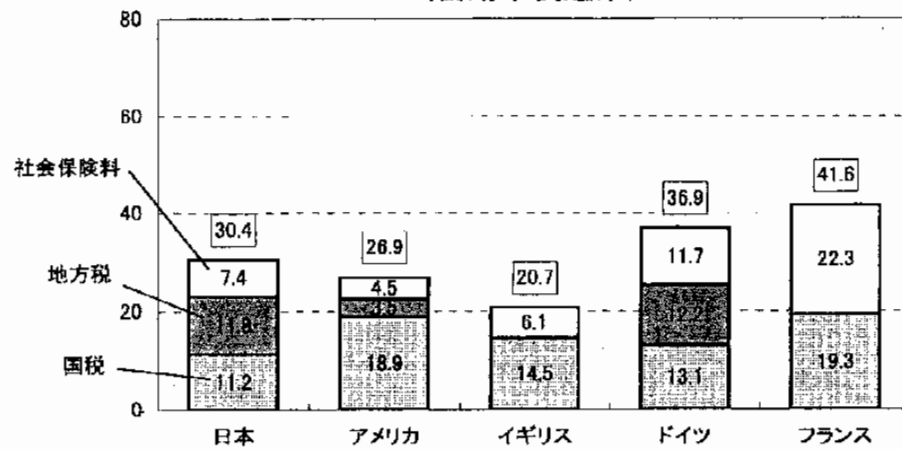


- (注) 1. 日本は平成19年度(2007年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2005" 及び同 "National Accounts 1993-2004" 等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
 4. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database" による)である。

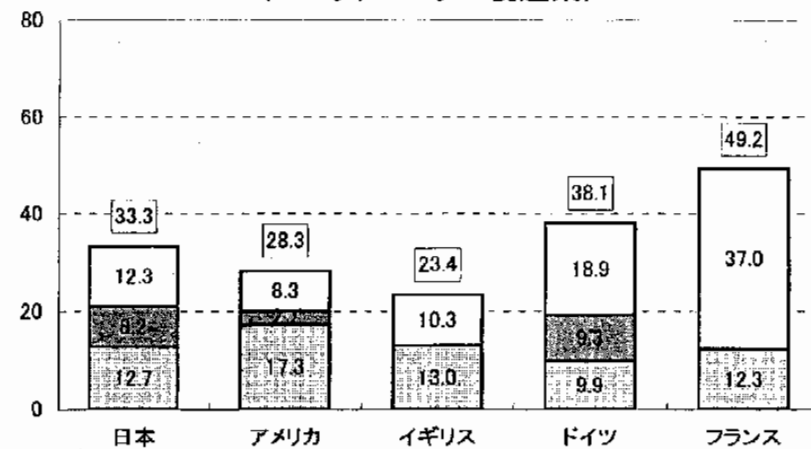
法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査

未定稿

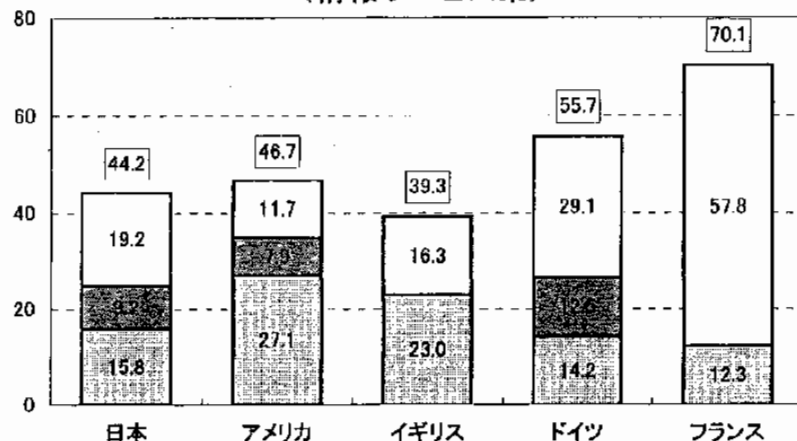
(自動車製造業)



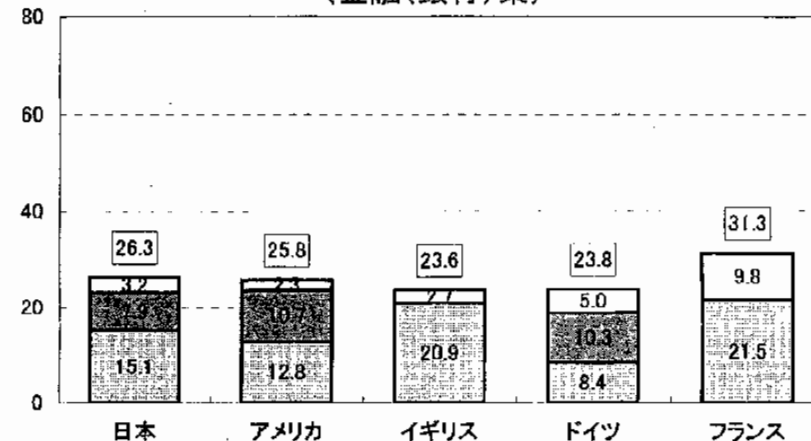
(エレクトロニクス製造業)



(情報サービス業)



(金融(銀行)業)



※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費は、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.7%であると推計されている。

【調査手法について】

- 財務省の委託によりKPMG税理士法人が試算した。
- 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保障負担の[税引前当期利益+社会保障負担]:(総売上から社会保障負担以外の費用を引いた額に等しい値)に対する比率を国際比較したもの。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
- モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びベネチア州(自動車製造業)、カリフォルニア州及びニュージャージー州(エレクトロニクス製造業)、カリフォルニア州(情報サービス業)、カリフォルニア州及びニューヨーク市(金融業)、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
- 各業種における我が国の売上げ上位4~5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制(国税、地方税)、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。
- 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目(試験研究費等の税額控除、受取配当金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等)のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りのみを一時差異項目(貸倒引当金及び減価償却等)の影響は反映していない。
- 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
- * 前提条件の置き方によって負担は変わりうるため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

アジア主要都市の投資関連コストの比較 (1)

(単位: 米ドル)

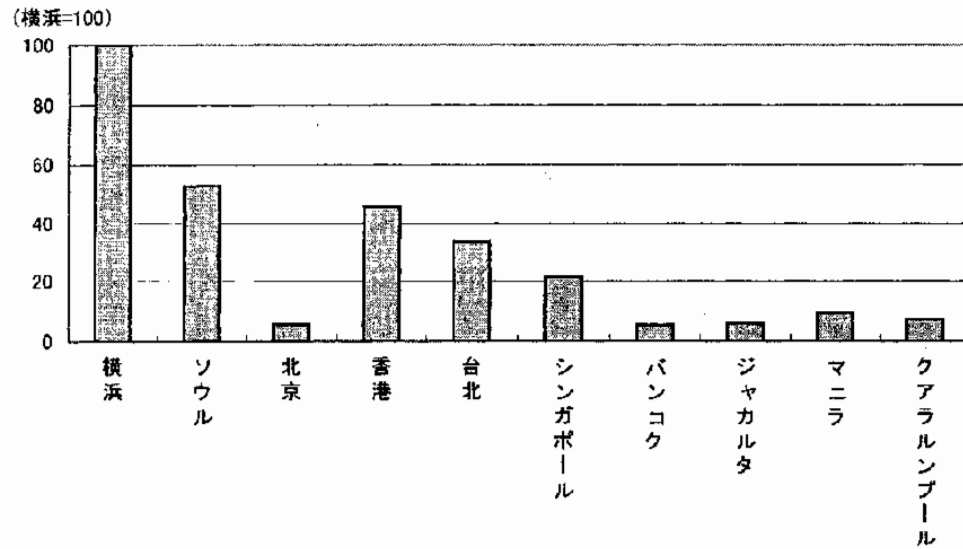
	横浜 (日本)	ソウル (韓国)	北京 (中国)	香港	台北 (台湾)	シンガポール	バンコク (タイ)	ジャカルタ (インドネシア)	マニラ (フィリピン)	クアラルンプール (マレーシア)
賃金 (月額)										
・ ワーカー (一般工)	3,090.26	1,573~1,691	83~264	846~1,978	785~1,299	521~804	164	177.70	263.23~303.31	221
・ エンジニア (中堅技術者)	3,636.67~4,199.88	2,175~2,279	178~330	1,593~3,013	947~1,893	1,379~2,301	383	311.37	293.06~425.53	820
地価・事務所賃料等 (㎡当たり)										
・ 工業団地購入価格	1,283~1,801	281	57~70	244	771	79.54~241.82	61.60	40~45	45~50	5.5~11.0
・ 工業団地借料 (月額)	16.85	0.15	6~9	—	1	5.40~13.64	5.2~5.5	4.1~4.6	1.00	—
・ 事務所賃料 (月額)	30.9	53.19	39~45	40.0~55.0	8	22~83	13.69	23~26	7.02~8.03	10.36~15.11
通信費 (業務用)										
・ 電話架設料	328.24	63.71	30	61	91	32	91.72	49	70.25	85.16~167.57
・ 電話基本料金 (月額)	21.41	5.52	2.7	13	9~11	8.02	2.74	6.3	25.30	5.49~12.36
公共料金 (業務用)										
・ 電気料金 (kWh 当たり)	0.08~0.09	0.06	0.03~0.1	0.12	0.05~0.07	0.1233~0.1241	0.046~0.047	0.05	0.10	0.05
・ 水道料金 (m³ 当たり)	0.37~3.47	0.01~0.05	0.7	1.0	0.2~0.4	1.3605	0.274~0.575	1.2	0.48~0.54	0.49
税率 (%)										
・ 法人所得税 (国税)	30	13~25	33	17.5	15~25	20	30	10~30	35	27
・ 付加価値税	5	10	17	—	5	5	7	10	12	—
社会保険料 (%)										
・ 雇用者分	厚生年金 : 7.144 組合健保 : 4.1 介護保険 : 0.615 雇用保険 : 1.15	国民健康保険 : 2.24 雇用保険 : 0.88 国民年金 : 4.50 産業災害補償保険 : 1.09	雇用保険 : 1.5 医療保険 : 9 年金 : 20 その他 : 1.0~3.8	法定強制退職金 積立金等 : 5.0	健康保険 : 4.9 労働保険 : 5.1	中央積立基金 : 13.0	社会保障基金 (健康保険、年金、失業保険) : 5.0	労災保険 : 0.24~1.74 養老年金 : 3.7 死亡保険 : 0.3 健康保険 : 3.0~6.0	社会保障制度 : 6.21 健康保険 : 1.25 住宅積立金 : 1.43	従業員積立基金 : 12.0
・ 被雇用者分	厚生年金 : 7.144 組合健保 : 4.1 介護保険 : 0.615 雇用保険 : 0.8	国民健康保険 : 2.24 雇用保険 : 0.45 国民年金 : 4.50	養老年金 : 8.0 医療保険 : 2.0 雇用保険 : 0.5	法定強制退職金 積立金等 : 5.0	健康保険 : 1.4 労働保険 : 1.3	中央積立基金 : 20.0	社会保障基金 (健康保険、年金、失業保険) : 5.0	年金 : 2.0	社会保障制度 : 3.33 住宅積立金 : 1.43	従業員積立基金 : 11.0

(備考) 税率は 2007 年 1 月現在。

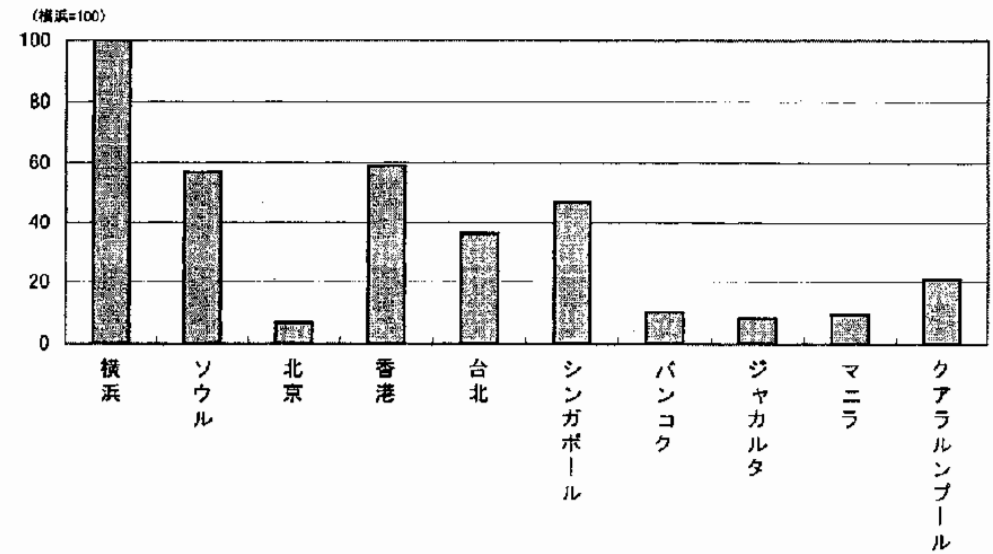
(出所) 日本貿易振興機構「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (2006 年 11 月調査)」による。

アジア主要都市の投資関連コストの比較(2)

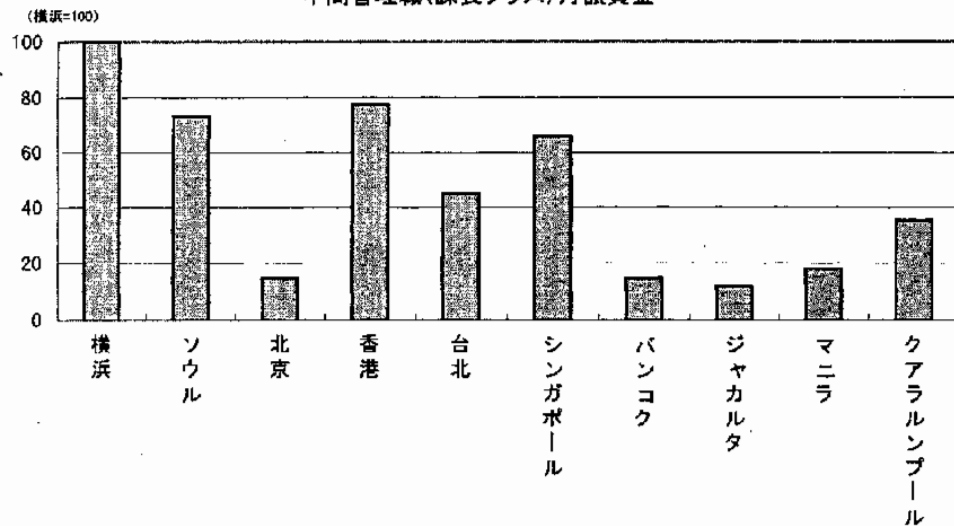
ワーカー(一般工)月額賃金



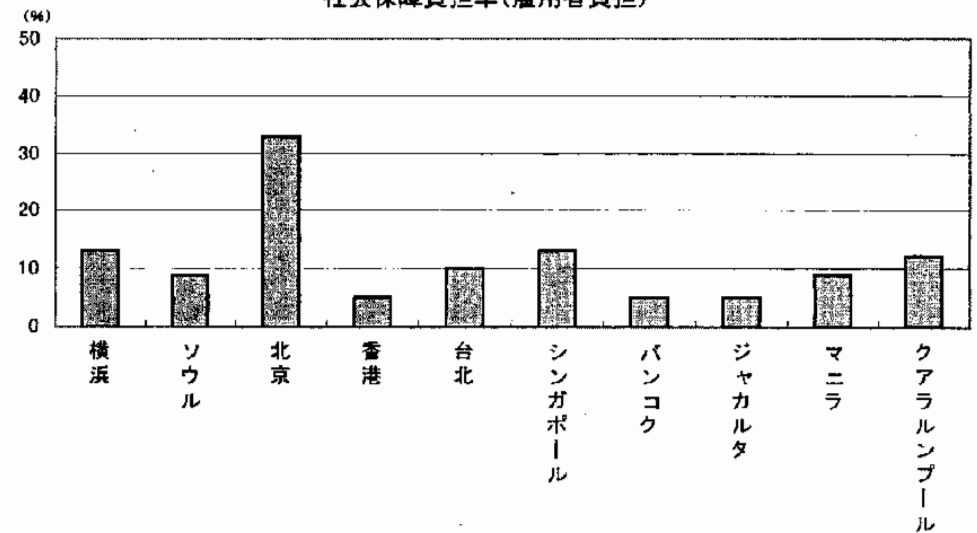
エンジニア(中堅技術者)月額賃金



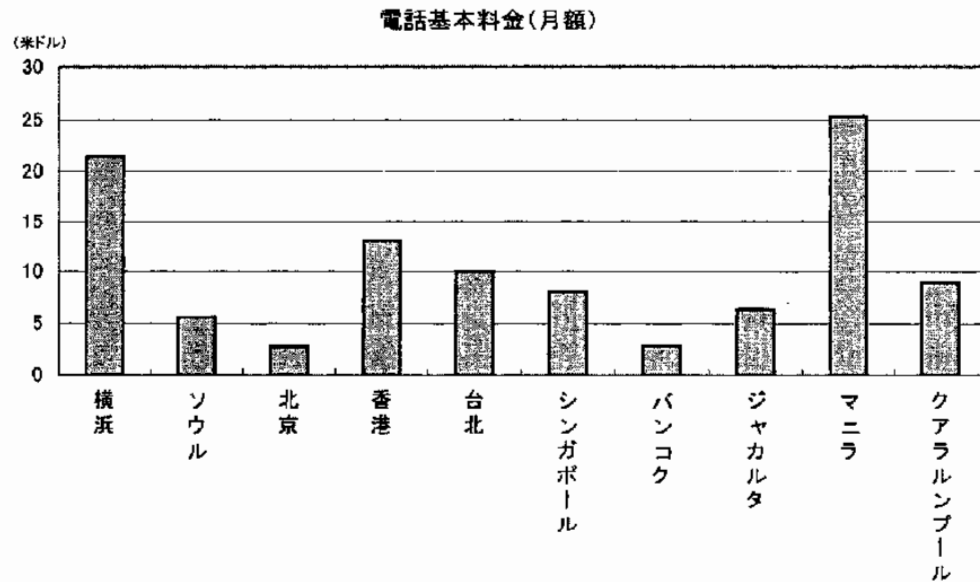
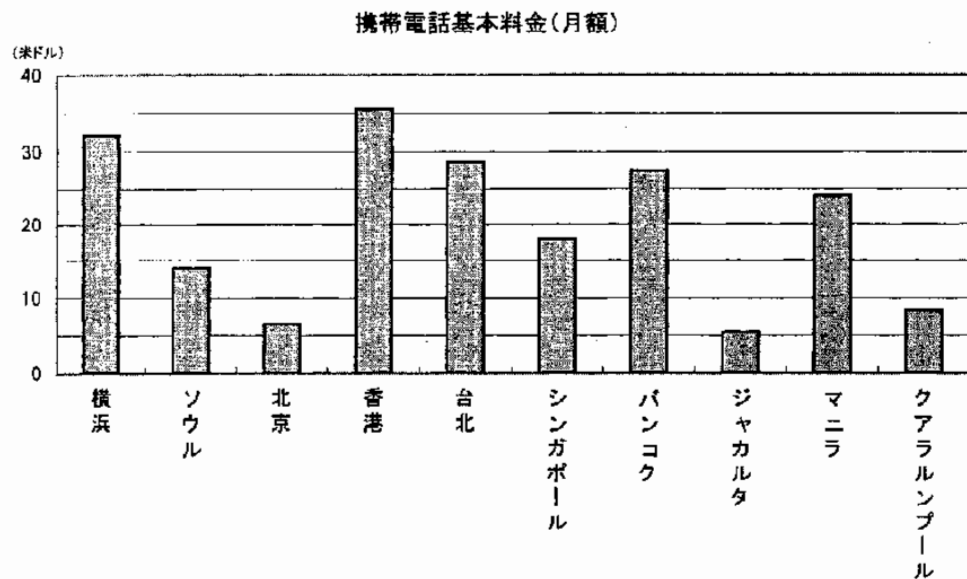
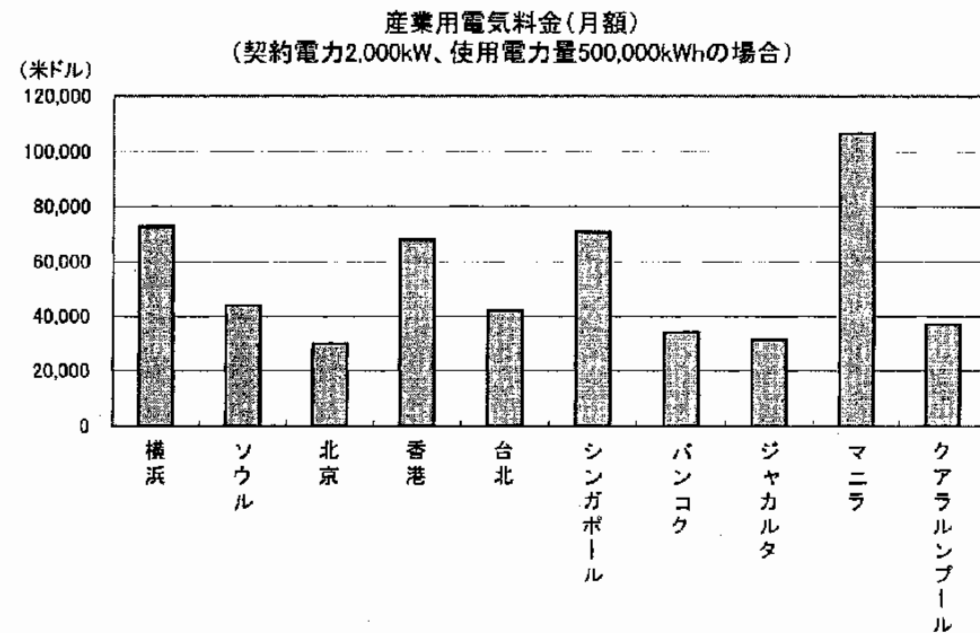
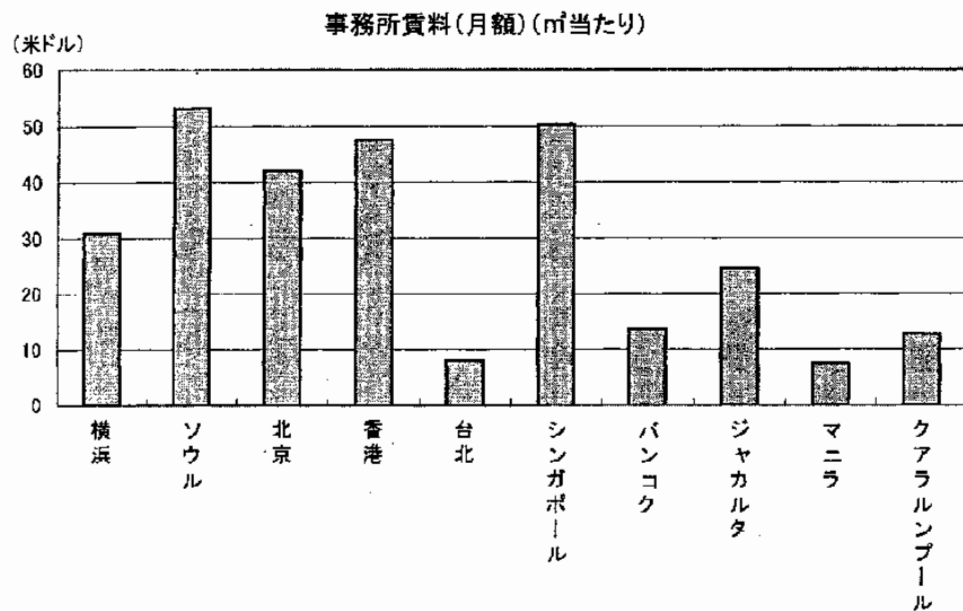
中間管理職(課長クラス)月額賃金



社会保障負担率(雇用者負担)



アジア主要都市の投資関連コストの比較(3)



(出所)日本貿易振興機構「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2006年11月調査)」による。

企業負担と経済活性化の関係について (調査分析部会 加藤久和専門委員報告のポイント)

○法人企業公的負担の影響についての概括的な理解

- 法人所得税や社会保険料の企業負担の軽減は、利潤等のキャッシュ・フロー増加をもたらし、当該企業の設備投資促進につながる。さらに、賃金・雇用等の増加や財・サービス価格低下などを通じて労働者や消費者にもメリットを及ぼすと考えられる。
- 主な影響経路は①設備投資の拡大に伴うマクロ経済押し上げ②外国企業による対内投資の促進③キャッシュ・フロー増加による賃金・配当の増加④財・サービス価格の低下等のプラス効果⑤税收減に伴う財政赤字の拡大と利子率押し上げによるマイナス効果。

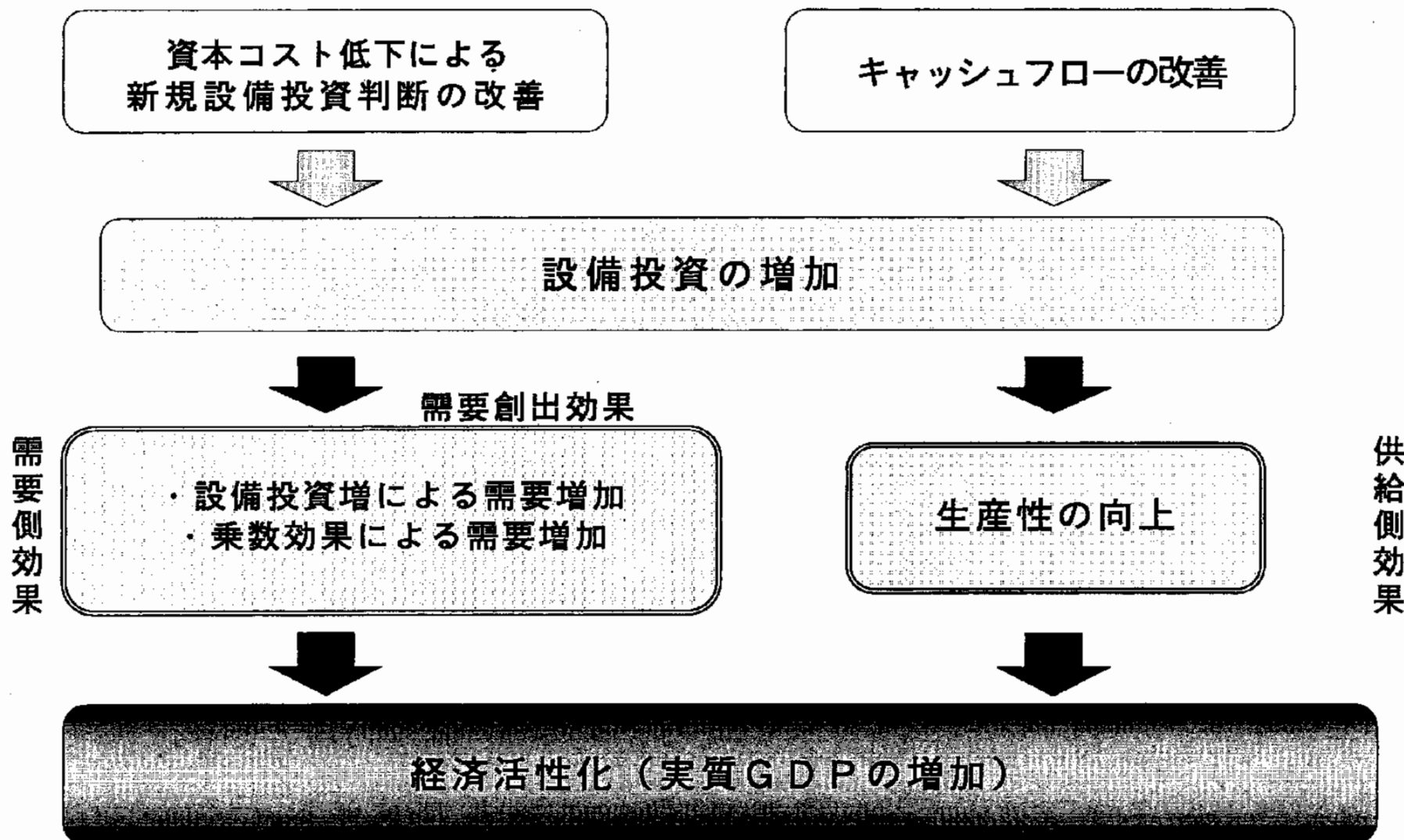
○諸研究を踏まえた留意点等

- 企業負担の軽減が経済にプラスの効果を及ぼすかについては、内外で定量的な分析が蓄積されているが、ポジティブな見方とネガティブな見方に分かれている状況。
- 企業負担のあり方を考えるにあたっては、以下のような観点に留意が必要。
 - ①少子高齢化・人口減少、グローバル化の進展といった経済社会のトレンドとの関連。長期的な経済活性化のためには持続的な経済成長が不可欠であり、それには経済社会のトレンドへの適切な対応が必要となる。法人企業の公的負担軽減が研究開発(R&D)投資を促す可能性や長期的に予測される国内の投資資金不足に対応するための対内投資の促進なども考慮する必要がある。
 - ②他方、法人税率引き下げによってキャッシュ・フローが増加しても、将来の需要増加などの期待がない限り、設備投資に結びつかないこともありうる。また、たとえ税率が引き下げられても社会保険料雇用主負担の増加によって設備投資に結びつかない可能性もある。加えて、税收減による長期金利上昇、法人税減税が他税の増税予想をもたらす効果なども検討しなければならない。
 - ③欠損法人への影響、法人税の帰着の問題も考慮すべき点である。

○要点

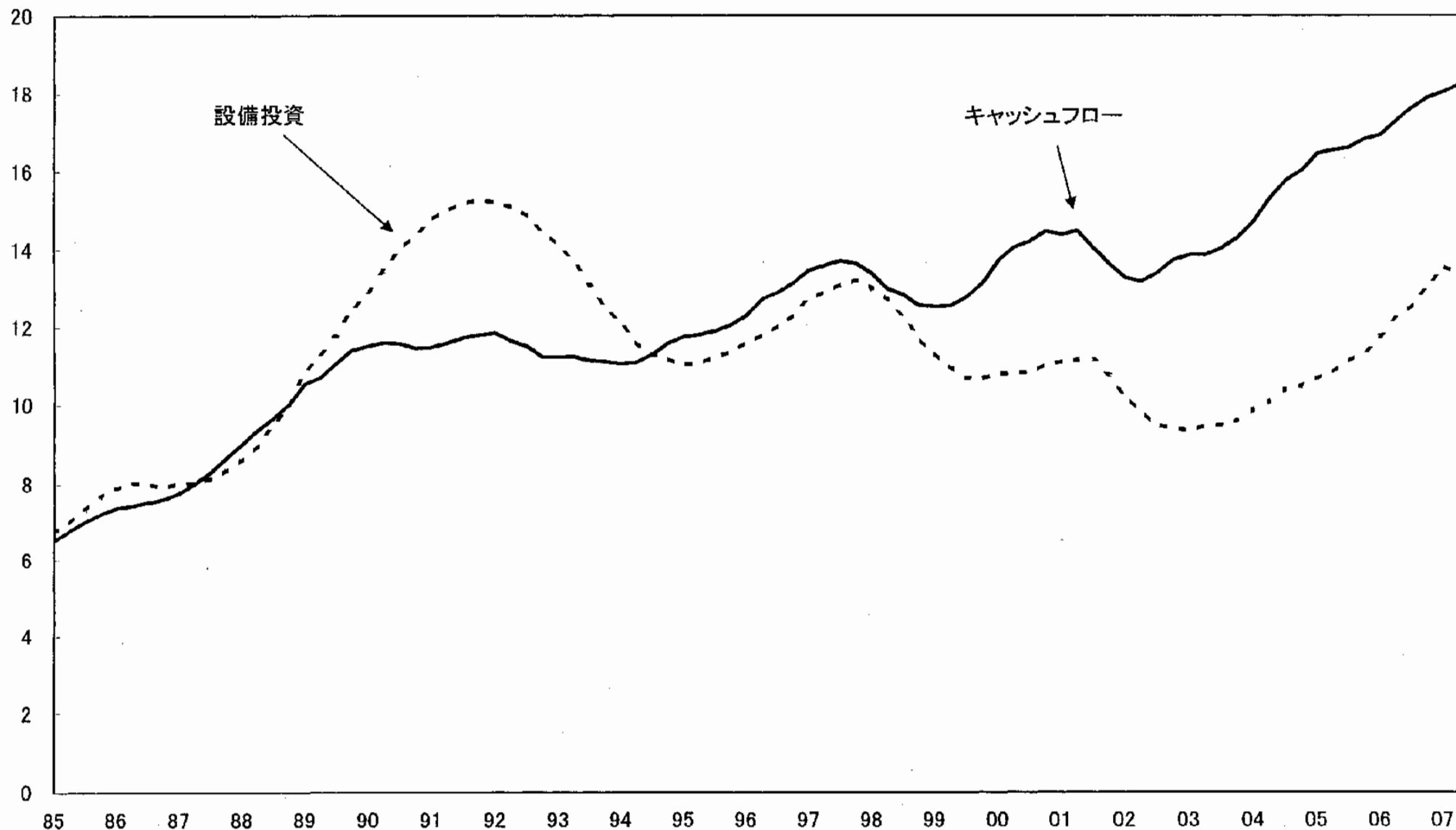
- 企業負担の軽減により、資本コストが下がれば、借入金利が変わらないとの前提の下では設備投資の増加につながるが、税收の落ち込みによる金利上昇といった影響経路もあることから、マクロ経済に与える影響については多角的な分析が必要。

設備投資の増加と経済活性化のプロセス



(兆円)

設備投資とキャッシュフローの推移



(出所) 財務省「法人企業統計(四半期別調査)」

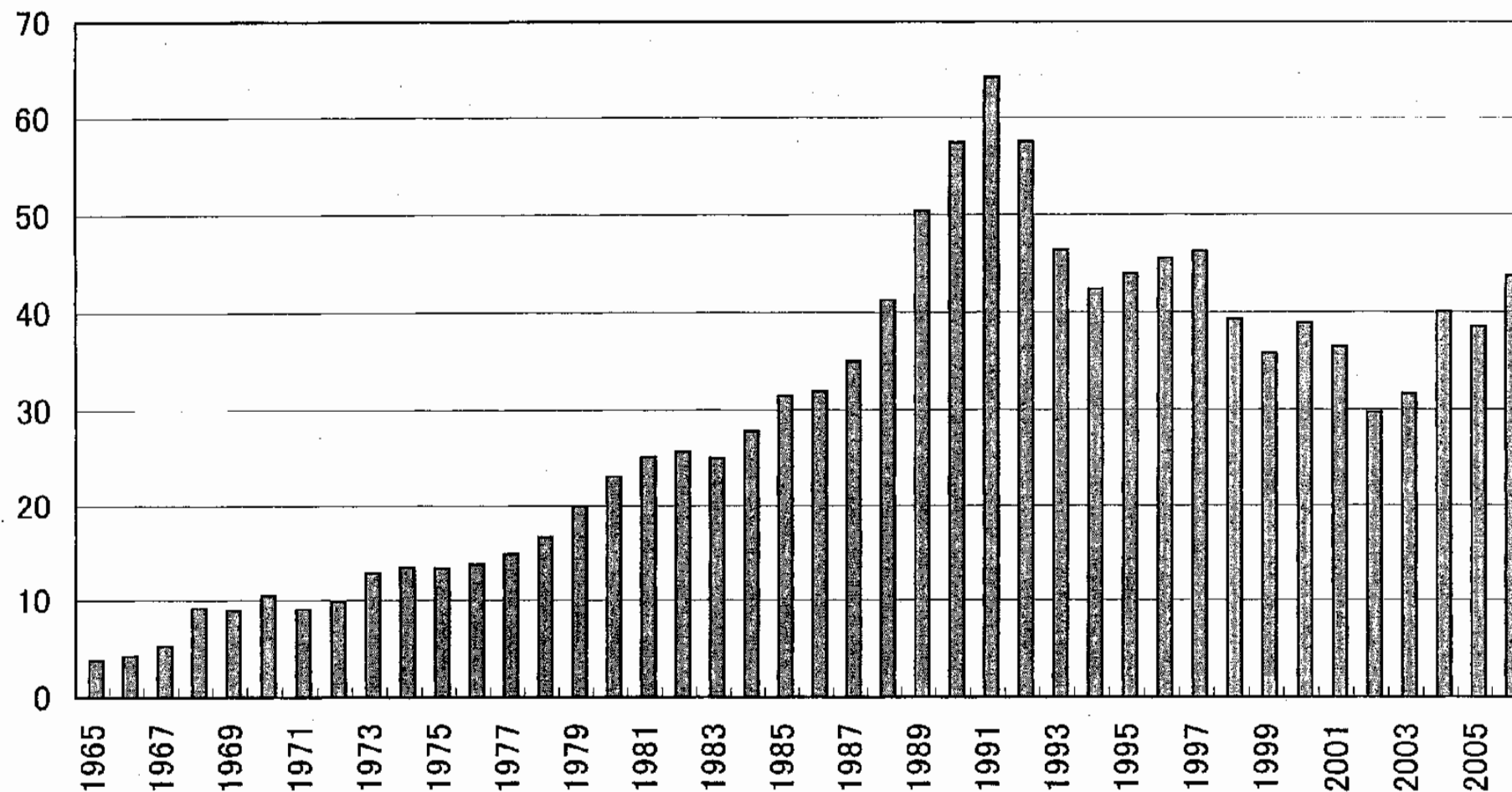
(注) 全規模・全産業、4四半期移動平均

キャッシュフロー = 経常利益 $\times 1/2$ + 減価償却費

(年)

設備投資額の推移

(兆円)



(出所)財務省「法人企業統計(年次別調査)」

政策税制の集中・重点化（平成 15 年度及び平成 18 年度税制改正）

平成 15 年度税制改正において、大規模な I T 投資促進税制、研究開発税制を実施

I T 投資促進税制

（減収額：5,240 億円）

企業の I T 投資による生産性の向上及び I T 関連製品への短期的な需要創出等のための措置として I T 投資促進税制を導入。

- (1)対象設備：電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア
(2)措置内容：50%の特別償却又は 10%の税額控除
（平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期限措置）



研究開発税制

（減収額：6,490 億円）

企業の研究開発を促進するため、試験研究費総額の 8～10%を税額控除する制度を恒久措置として創設。（3年間は 2%を上乗せして 10%～12%）

試験研究費（増加額）× 15%



試験研究費（総額）×（8～10）%



平成 18 年度税制改正において、I T 投資促進税制を廃止し、情報基盤強化税制を導入。研究開発税制は継続

情報基盤強化税制

（減収額：1,000 億円）

I T 技術の高度化や情報化・国際化が進展する中で、より長期的な生産性の向上を図るため、情報基盤強化税制を導入。

- (1)対象設備：サーバー用の OS、データベース管理ソフトウェア、ファイアーウォール
(2)措置内容：50%の特別償却又は 10%の税額控除
（平成18年4月1日から平成20年3月31日までの期限措置）

研究開発税制

（減収額：5,970 億円）

増加型と総額型の税額控除制度を統合。
（2%の上乗せ措置は廃止）

試験研究費（増加額）×（13～15）%（※）

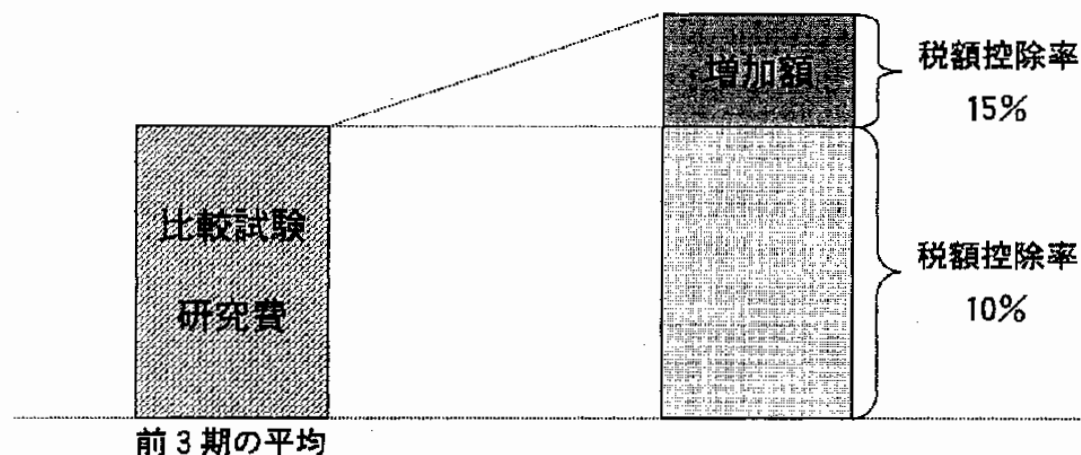
＋ 統合

試験研究費（総額）×（8～10）%

（※）増加額について2年間5%上乗せ。

（注）減収額は、それぞれ改正を行った年度における平年度減収額である。

研究開発税制の概要



試験研究を行った場合の税額控除制度の仕組み

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度

試験研究費の総額に対して、試験研究費総額の売上高に占める割合に応じて8%～10%の税額控除率を適用（適用期限なし）。

① 試験研究費の増加額に係る税額控除率の上乗せ措置（2年間の時限措置）

試験研究費の増加額部分について、2年間（平 20.3.31 まで）の時限措置として、増加額部分につき上記の税額控除率に5%上乗せ（13%～15%）。

② 特別試験研究費に係る税額控除率の上乗せ措置

特別試験研究費（産学官連携の共同研究・委託研究等に係る試験研究費）については、一律 12%の税額控除率を適用。なお、①の措置の適用を受ける部分については、適用はない。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業については、試験研究費の総額に対して、一律 12%の税額控除率を適用（適用期限なし）。これに加えて、2年間（平 20.3.31 まで）の時限措置として、試験研究費の増加額部分につき5%を上乗せ（17%）。

(3) 税額控除額については、(1)又は(2)のいずれの制度も、法人税額の 20%相当額を限度。

なお、控除限度超過額については、1年間繰り越して控除することが可能。（繰越控除を行う事業年度の試験研究費の額が前期の試験研究費の額を上回っていることが要件）